

### ⑪遺留分減債請求（遺言書等が遺留分を侵害している場合）

遺言書があり、自分の遺留分が侵害されている場合には、遺言書の内容により財産を受けた人から。また、他人への相続開始前1年以内の贈与が、遺留分を侵害しているなら、その贈与を受けた一定の財産を返還してもらうこともできます。ただ、遺留分を侵害されたことを知ってから1年以内に請求しないと請求できなくなります。

（※遺留分とは…遺言によっても侵害することができない、相続人に保障されている遺産の一部の権利のことです。遺留分の割合については下記を参照してください。）

※遺留分の割合は、誰が相続人になるかによって変わってきます※

相続人	相続人全体の遺留分	配偶者の遺留分	血族相続人の遺留分
配偶者と子	1/2	$1/2 \times 1/2 = 1/4$	$1/2 \times 1/2 = 1/4$ 2人いれば1人当たり $1/4 \times 1/2 = 1/8$
配偶者と直系尊属	1/2	$1/2 \times 2/3 = 1/3$	$1/2 \times 1/3 = 1/6$ 2人いれば1人当たり $1/6 \times 1/2 = 1/12$
配偶者と兄弟姉妹	1/2	1/2	—
配偶者のみ	1/2	1/2	—
子のみ	1/2	—	1/2
直系尊属のみ	1/3	—	1/3
兄弟姉妹のみ	0	—	0